

公益財団法人長野県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規程等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.nagano-sports.or.jp/associat/contribution.html>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	○ 「競技スポーツの推進」「生涯スポーツの推進」「組織運営体制の整備・充実」を重点施策とし、競技力の向上、競技者の育成、加盟団体への支援、地域スポーツ環境の充実、適切な組織運営等を主な内容とする「中長期計画」（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）を策定し、公表している。 ○ 長野県が策定している「第 3 次長野県スポーツ推進計画～スポーツの力で切り拓く長野県の未来～」と整合した「事業実施計画」を毎年度策定し、公表している。
	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	○ 役職員等（スポーツ少年団登録者、当協会主催事業の運営に関わる者等を含む。）に対しては、公益財団法人長野県スポーツ協会倫理規程（以下「倫理規程」という。）を整備し、基本的責務、遵守事項、規程に違反した場合の処分等について規定している。 ○ 加盟団体に対しては、加盟団体及び会員に関する規程を整備し、遵守すべき事項、規程に違反した場合の処分等について規定している。
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	○ 公益財団法人長野県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）をはじめ、各種規程等を整備している。 【定款、評議員会運営規則、役員等候補選出委員会規則、理事会運営規程、理事の職務権限規程、監事監査規程、専門委員会規程、加盟団体及び会員に関する規程、事務局規程、会計規程】
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	○ 事務局規程をはじめ、各種規程を整備している。 【事務局規程、会計規程、資産運用規程、特定費用準備資金等取扱規程】
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	○ 役員等については「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則」を、事務局職員については「給与規程」を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	○ 定款第4章において、当協会の資産及び会計について規定しているほか、各種規程を整備している。 【定款、会計規程、資産運用規程、特定費用準備資金等取扱規程】
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	○ 加盟団体の負担金及び賛助会員について、加盟団体及び会員に関する規程を整備している。 ○ 当協会が受領する寄附金について、寄附金取扱規程を整備している。
	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	○ 国民スポーツ大会における長野県代表選手の選考については、国民スポーツ大会における長野県代表選手の選考に関する指針を整備している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	○ 役員に対しては、理事会等の諸会議でガバナンスコード、コンプライアンス研修会資料、関係規程等の説明を行っている。 ○ 職員に対しては、随時、コンプライアンスに関する情報提供を行うとともに、書面によるコンプライアンス研修会を実施している。
	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	○ 指導者向けの研修会や養成講習会において、コンプライアンスに関する講義を実施している。 ○ 当協会には選手登録がないため、選手向けの教育は、該当しない。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	○ 会計規程等各種規程を整備し、当該規程に基づき、適切に処理している。 ○ 監事に専門性を有する者を選任し、業務運営全般について監査を受けている。 ○ 税理士法人と契約し、定期的に指導・助言を受けるとともに、疑義がある場合は相談できる体制を整えている。
	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	○ 法令、ガイドライン等を遵守するほか、補助金等の要綱・要領等の規定に基づき適切に処理し、県等の監査を受けている。 ○ 倫理規程において、補助金、助成金等に関する不正な処理等を禁じ（第4条第4項）、違反した場合は処分の対象としている（第5条）。 【倫理規程、公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン等】

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	○ 法令で備置きが義務付けられている書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録等）を事務局に常備し、請求に応じて閲覧できる状況を整えている。 ○ 各種規程をはじめ、事業報告書、決算報告書等をホームページで開示している。 ※各種規程： https://www.nagano-sports.or.jp/associat/contribution.html 決算報告書等： https://www.nagano-sports.or.jp/associat/business_scheme.html
	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	○ 国民スポーツ大会における長野県代表選手の選考に関して、国民スポーツ大会における長野県代表選手の選考に関する指針を整備し、ホームページで公表している。
	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	○ 当協会のガバナンスコードの遵守状況を、ホームページで開示している。
〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	○ 加盟団体及び会員に関する規程において、加盟団体の権限及び義務、加盟団体に対する当協会の調査等を規定し、権限関係を明確にしている。 ○ 加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応、加盟団体が主催する会議への講師の紹介等、適宜支援を行っている。
	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	○ 加盟団体代表者会議に合わせて、ガバナンス向上研修会を毎年開催するとともに、コンプライアンスの強化等に関する情報提供を随時行っている。 ○ その他、競技団体の個別ヒアリング、郡市スポーツ（体育）協会連絡会議等において、情報提供を行っている。